TOKYO MAIL NEWS

JTSU-E JTSU
輸送サービス労組
東京地本
WEBSITE
SNS
No. 277 / 2025.1.9

団体交渉開催決定！

1月10日（金）

11:30〜

異なる施策を同時に提案することは認められない！

実施日と箇所体制等だけ示せば良いのではなく、施策の目的実現に向けて、運転取扱いや作業内容の変更等の具体的内容が詳細に提案されなければ、労使で施策をつくり出すことはできない！

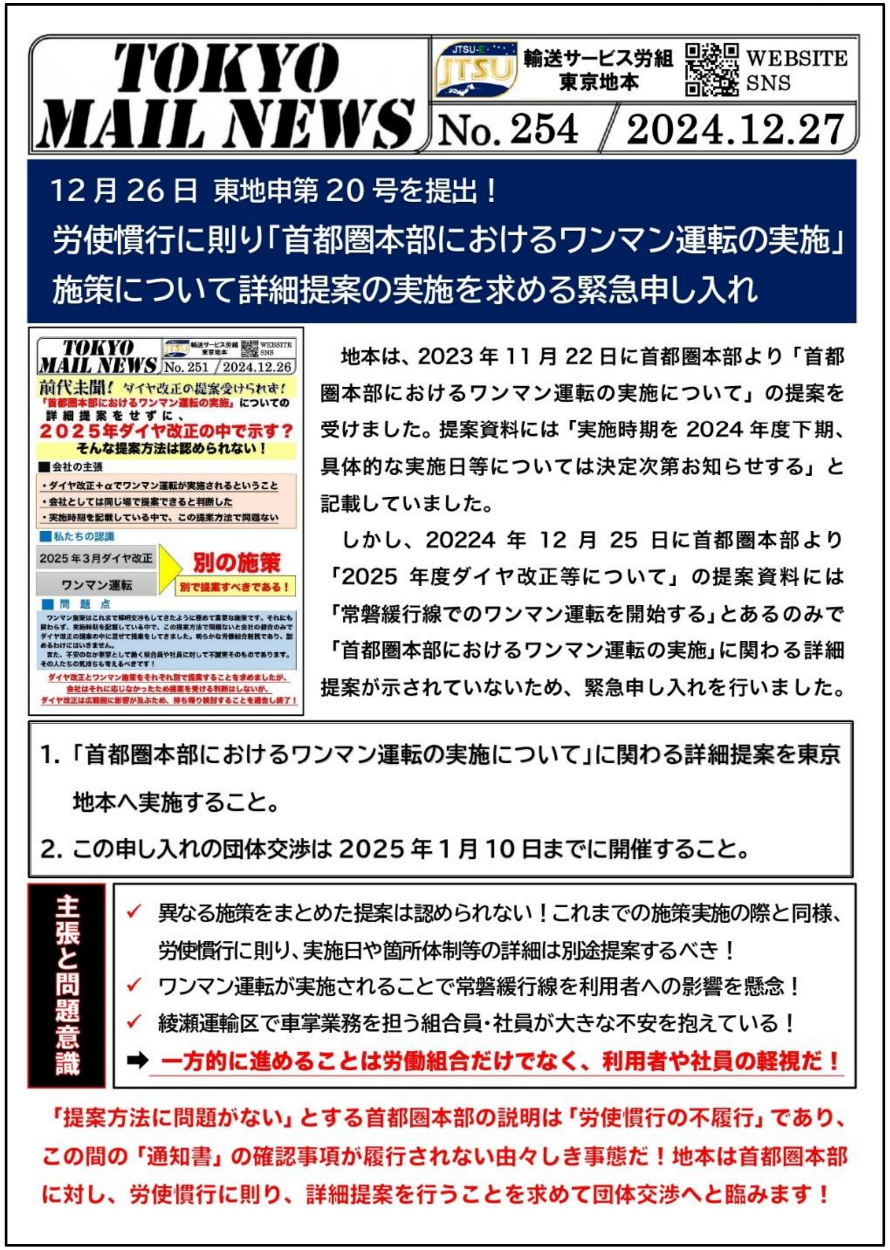

TOKYO MAIL NEWS
JTSU-E JTSU 輸送サービス労組 東京地本 WEBSITE SNS
No. 254 / 2024.12.27

12月26日 東地申第20号を提出！
労使慣行に則り「首都圏本部におけるワンマン運転の実施」施策について詳細提案の実施を求める緊急申し入れ

TOKYO MAIL NEWS 輸送サービス労組 東京地本 WEBSITE SNS No. 251 / 2024.12.26

前代未聞！ ダイヤ改正の提案受けられず！
「首都圏本部におけるワンマン運転の実施」についての詳細提案をせずに、
2025年ダイヤ改正の中で示す？
そんな提案方法は認められない！

■会社の主張
・ダイヤ改正＋αでワンマン運転が実施されるということ
・会社としては同じ場で提案できると判断した
・実施時期を記載している中で、この提案方法で問題ない

■私たちの認識
2025年3月ダイヤ改正
ワンマン運転
別の施策
別で提案すべきである！

■問題点
ワンマン施策はこれまで解明交渉もしてきたように極めて重要な施策です。それにも関わらず、実施時期を記載している中で、この提案方法で問題ないと会社の都合のみでダイヤ改正の提案の中に混ぜて提案をしてきました。明らかな労働組合軽視であり、認めるわけにはいきません。
また、不安のなか車掌として働く組合員や社員に対して不誠実そのものであります。その人たちの気持ちも考えるべきです！

ダイヤ改正とワンマン施策をそれぞれ別で提案することを求めましたが、会社はそれに応じなかったため提案を受ける判断はしないが、ダイヤ改正は広範囲に影響が及ぶため、持ち帰り検討することを通告し終了！

地本は、2023年11月22日に首都圏本部より「首都圏本部におけるワンマン運転の実施について」の提案を受けました。提案資料には「実施時期を2024年度下期、具体的な実施日等については決定次第お知らせする」と記載していました。

しかし、20224年12月25日に首都圏本部より「2025年度ダイヤ改正等について」の提案資料には「常磐緩行線でのワンマン運転を開始する」とあるのみで「首都圏本部におけるワンマン運転の実施」に関わる詳細提案が示されていないため、緊急申し入れを行いました。

1. 「首都圏本部におけるワンマン運転の実施について」に関わる詳細提案を東京地本へ実施すること。
2. この申し入れの団体交渉は2025年1月10日までに開催すること。

主張と問題意識

✓ 異なる施策をまとめた提案は認められない！これまでの施策実施の際と同様、労使慣行に則り、実施日や箇所体制等の詳細は別途提案するべき！
✓ ワンマン運転が実施されることで常磐緩行線を利用者への影響を懸念！
✓ 綾瀬運輸区で車掌業務を担う組合員・社員が大きな不安を抱えている！
➡ 一方的に進めることは労働組合だけでなく、利用者や社員の軽視だ！

「提案方法に問題がない」とする首都圏本部の説明は「労使慣行の不履行」であり、この間の「通知書」の確認事項が履行されない由々しき事態だ！地本は首都圏本部に対し、労使慣行に則り、詳細提案を行うことを求めて団体交渉へと臨みます！